

令和7年度 市民税・県民税申告書の手引き

兼国民健康保険税申告書

申告期限は3月17日です

本 巢 市

この申告は、あなたの市民税・県民税の課税資料、所得証明書などの資料となるものです。下記を参考とし、申告が必要な場合は必ず提出してください。

なお、令和7年2月17日(月)から3月17日(月)まで、市内申告会場において「市民税・県民税の申告相談」を実施しますのでご利用ください。

市民税・県民税の申告書には、個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。それに伴う本人確認も必要となりますので、提出の際は申告者本人のマイナンバーカード、もしくはマイナンバーが確認できる書類(住民票の記載事項と一致している通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写し)と身元確認書類(運転免許証、公的医療保険の資格確認書等)を持参してください。

申告しなければならない人

令和7年1月1日現在、本巢市に居住し下記に該当する人

(1) 令和6年中(令和6年1月1日～令和6年12月31日)に所得があった人

(2) 給与所得者で

ア 勤務先から給与支払報告書が提出されなかった人(日雇、パートなどで働いている人を含む)

イ 給与所得以外の所得(営業、農業、不動産、利子、配当、譲渡など)があった人

(注) 所得税では通常、給与所得以外の所得の合計額が20万円以下の場合、確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税については申告しなければなりません

ウ 雑損控除や医療費控除または寄附金税額控除などの各種控除を受けようとする人

(3) 公的年金等所得者で、確定申告義務がない人(公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下の人)のうち、公的年金等の源泉徴収票にある控除以外の諸控除(医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など)を受けようとする人

申告しなくてもよい人

1 令和6年分の所得税の確定申告書を提出した人(または提出する予定の人)

2 令和6年中の所得が給与所得のみで、勤務先から本巢市に給与支払報告書が提出されている人

国民健康保険税の申告が必要な人

1 令和6年中に所得がなかった人も、申告書裏面の『通信欄』に状況などを記入して提出してください

2 この申告書は、国民健康保険税の課税資料(軽減措置の対象)にもなりますので、該当する人は必ず申告してください

申告に必要なもの

1 市民税・県民税申告書(申告会場に設置しています)

2 マイナンバーの番号確認(マイナンバーカードなど)、身元確認書類(運転免許証など)

3 令和6年中の所得のわかるもの(給与や年金所得者は源泉徴収票、事業所得者は収入金額及び必要経費を記録した書類)

4 所得控除及び税額控除に必要な各種領収書または証明書等(国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、医療費控除の明細書、生命保険料、地震保険料、寄附金などで前年中に支払った金額がわかるもの)

提出・お問い合わせ先

〒501-0491 本巢市早野255番地 本巢市役所

市民税・県民税に関すること 税務課 ☎058-323-8133 (直通)

国民健康保険税に関すること 市民課 ☎058-323-7750 (直通)

3所得から差し引かれる金額に関する事項 及び 4所得から差し引かれる金額

⑬	社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべき健康保険・国民年金・厚生年金・介護保険などを支払った場合に控除されます 社会保険料控除・・・支払った保険料又は掛金の全額																																								
⑭	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金（第一種共済契約）または心身障害者扶養共済の掛金などを支払った場合に控除されます 小規模企業共済等掛金控除額・・・支払った掛金の全額																																								
⑮	生命保険料控除	あなたやあなたの親族を受取人とする生命保険料や個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合に控除されます 生命保険料控除額・・・支払った新旧一般の生命保険料分、新旧個人年金分、介護医療分の各保険料の計を元に計算された金額の合計額（最高限度額70,000円） ※生命保険料控除額は、4ページの●生命保険料控除【控除の計算】から算出してください																																								
⑯	地震保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が所有している家屋・家財などを保険の目的とした地震保険・損害保険など、又は傷害、医療費の支払いを保険の目的とした損害保険契約などの保険料又は掛金を支払った場合に控除されます 地震保険・・・地震等により被った損害部分に対して保険金等が支払われる保険 旧長期損害保険・・・満期返戻金があり保険期間又は共済期間が10年以上の保険（最高限度額25,000円） ※地震保険料控除額は、4ページの●地震保険料控除【控除の計算】から算出してください																																								
⑰	寡婦控除	あなたが次の1)～3)全て該当する人で「ひとり親」に該当しない場合に控除されます 1) 合計所得金額が500万円以下である人 2) ア)・イ)いずれかに該当すること ア) 夫と離婚した後婚姻をしていない人で、扶養親族を有する人 イ) 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫が生死不明などの人 3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと																																								
⑱	ひとり親控除	あなたが現に婚姻していない人又は配偶者が生死不明などの人で次の1)～3)全て該当する場合に控除されます 1) 合計所得金額が500万円以下である人 2) 総所得金額が48万円以下の生計を一にする子を有する人 3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと																																								
⑲	勤労学生控除	あなたの前年中の合計所得金額が75万円以下で、自己の勤労によらない所得が10万円以下の勤労学生の場合に控除されます																																								
⑳	障害者控除	あなたやあなたの同一生計配偶者及び扶養親族（16歳未満の扶養親族を含む）が身体障害者手帳に身体上の障害がある旨の記載がされている人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、戦傷病者手帳の交付を受けている人、常に病床についており複雑な介護を必要とする人などに該当する場合に控除されます																																								
㉑	特別障害者控除	障害者控除適用者のうち障害の程度が重い人（身体障害者手帳に記載された障害の程度が1級又は2級の人、精神障害者保健福祉手帳に記載された障害の程度が1級の人、重度の知的障害のある人など）に該当する場合に控除されます																																								
㉒	同居特別障害者控除	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたやあなたの配偶者もしくはあなたと生計を一にする親族との同居を常況としている場合に控除されます																																								
㉓	配偶者控除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（内縁関係は含まれません、前年の途中で死亡した場合は含まれます）で、前年中の合計所得金額が48万円以下の人（事業専従者を除く）を扶養している場合に控除されます 控除額 <table><tr><th>区分</th><th colspan="3">あなたの合計所得金額</th></tr><tr><td></td><td>～900万円</td><td>～950万円</td><td>～1,000万円</td></tr><tr><td>一般の控除対象配偶者</td><td>330,000円</td><td>220,000円</td><td>110,000円</td></tr><tr><td>老人控除対象配偶者</td><td>380,000円</td><td>260,000円</td><td>130,000円</td></tr></table>	区分	あなたの合計所得金額				～900万円	～950万円	～1,000万円	一般の控除対象配偶者	330,000円	220,000円	110,000円	老人控除対象配偶者	380,000円	260,000円	130,000円																								
区分	あなたの合計所得金額																																									
	～900万円	～950万円	～1,000万円																																							
一般の控除対象配偶者	330,000円	220,000円	110,000円																																							
老人控除対象配偶者	380,000円	260,000円	130,000円																																							
㉔	配偶者特別控除	老人控除対象配偶者・・・控除対象配偶者のうち昭和30年1月1日に生まれた人（70歳以上の人） あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（内縁関係は含まれません、前年の途中で死亡した場合は含まれます）で、控除対象配偶者に該当しない者の合計所得金額が133万円以下（事業専従者を除く）の場合は33万円を限度として下表で求めた金額が控除されます 控除額 <table><tr><th>配偶者の合計所得金額</th><th colspan="3">あなたの合計所得金額</th></tr><tr><td></td><td>～900万円</td><td>～950万円</td><td>～1,000万円</td></tr><tr><td>480,001円 ～ 1,000,000円</td><td>330,000円</td><td>220,000円</td><td>110,000円</td></tr><tr><td>1,000,001円 ～ 1,050,000円</td><td>310,000円</td><td>210,000円</td><td>110,000円</td></tr><tr><td>1,050,001円 ～ 1,100,000円</td><td>260,000円</td><td>180,000円</td><td>90,000円</td></tr><tr><td>1,100,001円 ～ 1,150,000円</td><td>210,000円</td><td>140,000円</td><td>70,000円</td></tr><tr><td>1,150,001円 ～ 1,200,000円</td><td>160,000円</td><td>110,000円</td><td>60,000円</td></tr><tr><td>1,200,001円 ～ 1,250,000円</td><td>110,000円</td><td>80,000円</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>1,250,001円 ～ 1,300,000円</td><td>60,000円</td><td>40,000円</td><td>20,000円</td></tr><tr><td>1,300,001円 ～ 1,330,000円</td><td>30,000円</td><td>20,000円</td><td>10,000円</td></tr></table>	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額				～900万円	～950万円	～1,000万円	480,001円 ～ 1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円	1,000,001円 ～ 1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円	1,050,001円 ～ 1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円	1,100,001円 ～ 1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円	1,150,001円 ～ 1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円	1,200,001円 ～ 1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円	1,250,001円 ～ 1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円	1,300,001円 ～ 1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円
配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得金額																																									
	～900万円	～950万円	～1,000万円																																							
480,001円 ～ 1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円																																							
1,000,001円 ～ 1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円																																							
1,050,001円 ～ 1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円																																							
1,100,001円 ～ 1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円																																							
1,150,001円 ～ 1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円																																							
1,200,001円 ～ 1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円																																							
1,250,001円 ～ 1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円																																							
1,300,001円 ～ 1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円																																							
㉕	扶養控除	あなたと生計を一にする親族で、前年中の合計所得金額が48万円以下の人（事業専従者を除く）を扶養している場合に控除されます 控除額 <table><tr><th>区分</th><th>控除額</th></tr><tr><td>一般の控除対象扶養親族</td><td>330,000円</td></tr><tr><td>特定扶養親族</td><td>450,000円</td></tr><tr><td>老人扶養親族</td><td>450,000円</td></tr><tr><td>同居老親等以外</td><td>380,000円</td></tr></table> 一般の控除対象扶養親族・・・扶養親族のうち、平成21年1月1日以前に生まれた人（年齢が16歳以上の人）※特定扶養親族及び老人扶養親族を除く 特定扶養親族・・・扶養親族のうち、平成14年1月2日から平成18年1月1日までの間に生まれた人（年齢が19歳以上23歳未満の人） 老人扶養親族・・・扶養親族のうち、昭和30年1月1日以前に生まれた人（年齢が70歳以上の人） 同居老親等・・・老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で、あなたやあなたの配偶者と同居を常況としている人	区分	控除額	一般の控除対象扶養親族	330,000円	特定扶養親族	450,000円	老人扶養親族	450,000円	同居老親等以外	380,000円																														
区分	控除額																																									
一般の控除対象扶養親族	330,000円																																									
特定扶養親族	450,000円																																									
老人扶養親族	450,000円																																									
同居老親等以外	380,000円																																									
16歳未満の扶養親族	平成21年1月2日以降に生まれた扶養親族（年齢が16歳未満）については、扶養控除がありませんが、市民税・県民税の課税判定などをするために必要ですので記入してください																																									
㉖	基礎控除	合計所得金額が2,500万円以下の場合に控除されます 控除額 <table><tr><th>合計所得金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>～ 24,000,000円</td><td>430,000円</td></tr><tr><td>24,000,001円 ～ 24,500,000円</td><td>290,000円</td></tr><tr><td>24,500,001円 ～ 25,000,000円</td><td>150,000円</td></tr></table>	合計所得金額	控除額	～ 24,000,000円	430,000円	24,000,001円 ～ 24,500,000円	290,000円	24,500,001円 ～ 25,000,000円	150,000円																																
合計所得金額	控除額																																									
～ 24,000,000円	430,000円																																									
24,000,001円 ～ 24,500,000円	290,000円																																									
24,500,001円 ～ 25,000,000円	150,000円																																									

本県市長 様

令和7年度 市民税・県民税申告書兼国民健康保険税申告書

① 収入金額等

② 所得金額

③ 雑所得

④ 所得金額

⑤ 雑所得

⑥ 所得金額

⑦ 雑所得

⑧ 所得金額

⑨ 雑所得

⑩ 所得金額

⑪ 雑所得

⑫ 所得金額

⑬ 雑所得

⑭ 所得金額

⑮ 雑所得

⑯ 所得金額

⑰ 雑所得

⑱ 所得金額

⑲ 雑所得

⑳ 所得金額

㉑ 雑所得

㉒ 所得金額

㉓ 雑所得

㉔ 所得金額

㉕ 雑所得

㉖ 所得金額

㉗ 雑所得

㉘ 所得金額

㉙ 雑所得

㉚ 所得金額

㉛ 雑所得

㉜ 所得金額

㉝ 雑所得

㉞ 所得金額

㉟ 雑所得

㊱ 所得金額

㊲ 雑所得

㊳ 所得金額

㊴ 雑所得

㊵ 所得金額

㊶ 雑所得

㊷ 所得金額

㊸ 雑所得

㊹ 所得金額

㊺ 雑所得

㊻ 所得金額

㊼ 雑所得

㊽ 所得金額

㊾ 雑所得

㊿ 所得金額

㋀ 雑所得

㋁ 所得金額

㋂ 雑所得

㋃ 所得金額

㋄ 雑所得

㋅ 所得金額

㋆ 雑所得

㋇ 所得金額

㋈ 雑所得

㋉ 所得金額

㋊ 雑所得

㋋ 所得金額

㋌ 雑所得

㋍ 所得金額

㋎ 雑所得

㋏ 所得金額

㋐ 雑所得

㋑ 所得金額

㋒ 雑所得

㋓ 所得金額

㋔ 雑所得

㋕ 所得金額

㋖ 雑所得

㋗ 所得金額

㋘ 雑所得

㋙ 所得金額

㋚ 雑所得

㋛ 所得金額

㋜ 雑所得

㋝ 所得金額

㋞ 雑所得

㋟ 所得金額

㋠ 雑所得

㋡ 所得金額

㋢ 雑所得

㋣ 所得金額

㋤ 雑所得

㋥ 所得金額

㋦ 雑所得

㋧ 所得金額

㋨ 雑所得

㋩ 所得金額

㋪ 雑所得

㋫ 所得金額

㋬ 雑所得

㋭ 所得金額

㋮ 雑所得

㋯ 所得金額

㋰ 雑所得

㋱ 所得金額

㋲ 雑所得

㋳ 所得金額

㋴ 雑所得

㋵ 所得金額

㋶ 雑所得

㋷ 所得金額

㋸ 雑所得

㋹ 所得金額

㋺ 雑所得

㋻ 所得金額

㋼ 雑所得

㋽ 所得金額

㋾ 雑所得

㋿ 所得金額

㌱ 雑所得

㌲ 所得金額

㌳ 雑所得

㌴ 所得金額

㌵ 雑所得

㌶ 所得金額

㌷ 雑所得

㌸ 所得金額

㌹ 雑所得

㌺ 所得金額

㌻ 雑所得

㌼ 所得金額

㌽ 雑所得

㌾ 所得金額

㌿ 雑所得

㍀ 所得金額

㍁ 雑所得

㍂ 所得金額

㍃ 雑所得

㍄ 所得金額

㍅ 雑所得

㍆ 所得金額

㍇ 雑所得

㍈ 所得金額

㍉ 雑所得

㍊ 所得金額

㍋ 雑所得

㍌ 所得金額

㍍ 雑所得

㍎ 所得金額

㍏ 雑所得

㍐ 所得金額

㍑ 雑所得

㍒ 所得金額

㍓ 雑所得

㍔ 所得金額

㍕ 雑所得

㍖ 所得金額

㍗ 雑所得

㍘ 所得金額

㍙ 雑所得

㍚ 所得金額

㍛ 雑所得

㍜ 所得金額

㍝ 雑所得

㍞ 所得金額

㍟ 雑所得

㍠ 所得金額

㍡ 雑所得

㍢ 所得金額

㍣ 雑所得

㍤ 所得金額

㍥ 雑所得

㍦ 所得金額

㍧ 雑所得

㍨ 所得金額

㍩ 雑所得

㍪ 所得金額

㍫ 雑所得

㍬ 所得金額

㍭ 雑所得

㍮ 所得金額

㍯ 雑所得

㍰ 所得金額

㍱ 雑所得

㍲ 所得金額

㍳ 雑所得

㍵ 所得金額

㍶ 雑所得

㍷ 所得金額

㍸ 雑所得

㍹ 所得金額

㍺ 雑所得

㍻ 所得金額

㍼ 雑所得

㍽ 所得金額

㍿ 雑所得

㏀ 所得金額

㏁ 雑所得

㏂ 所得金額

㏃ 雑所得

㏄ 所得金額

㏅ 雑所得

㏆ 所得金額

㏇ 雑所得

㏈ 所得金額

㏉ 雑所得

㏊ 所得金額

㏋ 雑所得

㏌ 所得金額

㏍ 雑所得

㏎ 所得金額

㏏ 雑所得

㏐ 所得金額

㏑ 雑所得

㏒ 所得金額

㏓ 雑所得

㏔ 所得金額

㏕ 雑所得

㏖ 所得金額

㏗ 雑所得

㏘ 所得金額

㏙ 雑所得

㏚ 所得金額

㏛ 雑所得

㏜ 所得金額

㏝ 雑所得

㏞ 所得金額

㏟ 雑所得

㏠ 所得金額

㏡ 雑所得

㏢ 所得金額

㏣ 雑所得

㏤ 所得金額

㏥ 雑所得

㏦ 所得金額

㏧ 雑所得

㏨ 所得金額

㏩ 雑所得

㏪ 所得金額

㏫ 雑所得

㏬ 所得金額

㏭ 雑所得

㏮ 所得金額

㏯ 雑所得

㏰ 所得金額

㏱ 雑所得

㏲ 所得金額

㏳ 雑所得

㏴ 所得金額

㏵ 雑所得

㏶ 所得金額

㏷ 雑所得

㏸ 所得金額

㏹ 雑所得

㏺ 所得金額

㏻ 雑所得

㏼ 所得金額

㏽ 雑所得

㏾ 所得金額

㏿ 雑所得

㏿ 所得金額

① 収入金額等

② 所得金額

③ 雑所得

④ 所得金額

⑤ 雑所得

⑥ 所得金額

⑦ 雑所得

⑧ 所得金額

⑨ 雑所得

⑩ 所得金額

⑪ 雑所得

⑫ 所得金額

⑬ 雑所得

⑭ 所得金額

⑮ 雑所得

⑯ 所得金額

⑰ 雑所得

⑱ 所得金額

⑲ 雑所得

⑳ 所得金額

㉑ 雑所得

㉒ 所得金額

㉓ 雑所得

㉔ 所得金額

㉕ 雑所得

㉖ 所得金額

㉗ 雑所得

㉘ 所得金額

㉙ 雑所得

㉚ 所得金額

㉛ 雑所得

㉜ 所得金額

㉝ 雑所得

㉞ 所得金額

㉟ 雑所得

㊱ 所得金額

㊲ 雑所得

㊳ 所得金額

㊴ 雑所得

㊵ 所得金額

㊶ 雑所得

㊷ 所得金額

㊸ 雑所得

㊹ 所得金額

㊺ 雑所得

㊻ 所得金額

㊼ 雑所得

㊽ 所得金額

㊾ 雑所得

㊿ 所得金額

㋀ 雑所得

㋁ 所得金額

㋂ 雑所得

㋃ 所得金額

㋄ 雑所得

㋅ 所得金額

㋆ 雑所得

㋇ 所得金額

㋈ 雑所得

㋉ 所得金額

㋊ 雑所得

㋋ 所得金額

㋌ 雑所得

㋍ 所得金額

㋎ 雑所得

㋏ 所得金額

㋐ 雑所得

㋑ 所得金額

㋒ 雑所得

㋓ 所得金額

㋔ 雑所得

㋕ 所得金額

㋖ 雑所得

㋗ 所得金額

㋘ 雑所得

㋙ 所得金額

㋚ 雑所得

㋛ 所得金額

㋜ 雑所得

㋝ 所得金額

㋞ 雑所得

㋟ 所得金額

㋠ 雑所得

㋡ 所得金額

㋢ 雑所得

㋣ 所得金額

㋤ 雑所得

㋥ 所得金額

㋦ 雑所得

㋧ 所得金額

㋨ 雑所得

㋩ 所得金額

㋪ 雑所得

㋫ 所得金額

㋬ 雑所得

㋭ 所得金額

㋮ 雑所得

㋯ 所得金額

㋰ 雑所得

㋱ 所得金額

㋲ 雑所得

㋳ 所得金額

㋴ 雑所得

㋵ 所得金額

㋶ 雑所得

㋷ 所得金額

㋸ 雑所得

㋹ 所得金額

㋺ 雑所得

㋻ 所得金額

㋼ 雑所得

㋽ 所得金額

㋾ 雑所得

㋿ 所得金額

㌱ 雑所得

㌲ 所得金額

㌳ 雑所得

㌴ 所得金額

㌵ 雑所得

㌶ 所得金額

㌷ 雑所得

㌸ 所得金額

㌹ 雑所得

㌺ 所得金額

㌻ 雑所得

㌼ 所得金額

㌽ 雑所得

㌾ 所得金額

㌿ 雑所得

㍀ 所得金額

㍁ 雑所得

㍂ 所得金額

㍃ 雑所得

㍄ 所得金額

㍅ 雑所得

㍆ 所得金額

㍇ 雑所得

㍈ 所得金額

㍉ 雑所得

㍊ 所得金額

㍋ 雑所得

㍌ 所得金額

㍍ 雑所得

㍎ 所得金額

㍏ 雑所得

㍐ 所得金額

㍑ 雑所得

㍒ 所得金額

㍓ 雑所得

㍔ 所得金額

㍕ 雑所得

㍖ 所得金額

㍗ 雑所得

㍘ 所得金額

㍙ 雑所得

㍚ 所得金額

㍛ 雑所得

㍜ 所得金額

㍝ 雑所得

㍞ 所得金額

㍟ 雑所得

㍠ 所得金額

㍡ 雑所得

㍢ 所得金額

㍣ 雑所得

㍤ 所得金額

㍥ 雑所得

㍦ 所得金額

㍧ 雑所得

㍨ 所得金額

㍩ 雑所得

㍪ 所得金額

㍫ 雑所得

㍬ 所得金額

㍭ 雑所得

㍮ 所得金額

㍯ 雑所得

㍰ 所得金額

㍱ 雑所得

㍲ 所得金額

㍳ 雑所得

㍵ 所得金額

㍶ 雑所得

㍷ 所得金額

㍸ 雑所得

㍹ 所得金額

㍺ 雑所得

㍻ 所得金額

㍼ 雑所得

㍽ 所得金額

㍿ 雑所得

㏀ 所得金額

㏁ 雑所得

㏂ 所得金額

㏃ 雑所得

㏄ 所得金額

㏅ 雑所得

㏆ 所得金額

㏇ 雑所得

㏈ 所得金額

㏉ 雑所得

㏊ 所得金額

㏋ 雑所得

㏌ 所得金額

㏍ 雑所得

㏎ 所得金額

㏏ 雑所得

㏐ 所得金額

㏑ 雑所得

㏒ 所得金額

㏓ 雑所得

㏔ 所得金額

㏕ 雑所得

㏖ 所得金額

㏗ 雑所得

㏘ 所得金額

㏙ 雑所得

㏚ 所得金額

㏛ 雑所得

㏜ 所得金額

㏝ 雑所得

㏞ 所得金額

㏟ 雑所得

㏠ 所得金額

㏡ 雑所得

㏢ 所得金額

㏣ 雑所得

㏤ 所得金額

㏥ 雑所得

㏦ 所得金額

㏧ 雑所得

㏨ 所得金額

㏩ 雑所得

㏪ 所得金額

㏫ 雑所得

㏬ 所得金額

㏭ 雑所得

㏮ 所得金額

㏯ 雑所得

㏰ 所得金額

㏱ 雑所得

㏲ 所得金額

㏳ 雑所得

㏴ 所得金額

㏵ 雑所得

㏶ 所得金額

㏷ 雑所得

㏸ 所得金額

㏹ 雑所得

㏺ 所得金額

㏻ 雑所得

㏼ 所得金額

㏽ 雑所得

㏾ 所得金額

㏿ 雑所得

㏿ 所得金額

① 収入金額等

② 所得金額

③ 雑所得

④ 所得金額

⑤ 雑所得

⑥ 所得金額

⑦ 雑所得

⑧ 所得金額

⑨ 雑所得

⑩ 所得金額

⑪ 雑所得

⑫ 所得金額

⑬ 雑所得

⑭ 所得金額

⑮ 雑所得

⑯ 所得金額

⑰ 雑所得

⑱ 所得金額

⑲ 雑所得

⑳ 所得金額

㉑ 雑所得

㉒ 所得金額

㉓ 雑所得

㉔ 所得金額

㉕ 雑所得

㉖ 所得金額

㉗ 雑所得

㉘ 所得金額

㉙ 雑所得

㉚ 所得金額

㉛ 雑所得

㉜ 所得金額

㉝ 雑所得

㉞ 所得金額

㉟ 雑所得

㊱ 所得金額

㊲ 雑所得

㊳ 所得金額

㊴ 雑所得

㊵ 所得金額

㊶ 雑所得

㊷ 所得金額

㊸ 雑所得

㊹ 所得金額

㊺ 雑所得

㊻ 所得金額

㊼ 雑所得

㊽ 所得金額

㊾ 雑所得

㊿ 所得金額

㋀ 雑所得

㋁ 所得金額

㋂ 雑所得

㋃ 所得金額

㋄ 雑所得

㋅ 所得金額

㋆ 雑所得

㋇ 所得金額

㋈ 雑所得

㋉ 所得金額

㋊ 雑所得

㋋ 所得金額

㋌ 雑所得

㋍ 所得金額

㋎ 雑所得

㋏ 所得金額

㋐ 雑所得

㋑ 所得金額

㋒ 雑所得

㋓ 所得金額

㋔ 雑所得

㋕ 所得金額

㋖ 雑所得

㋗ 所得金額

㋘ 雑所得

㋙ 所得金額

㋚ 雑所得

㋛ 所得金額

㋜ 雑所得

㋝ 所得金額

㋞ 雑所得

㋟ 所得金額

㋠ 雑所得

㋡ 所得金額

㋢ 雑所得

㋣ 所得金額

㋤ 雑所得

㋥ 所得金額

㋦ 雑所得

㋧ 所得金額

㋨ 雑所得

㋩ 所得金額

㋪ 雑所得

㋫ 所得金額

㋬ 雑所得

㋭ 所得金額

㋮ 雑所得

㋯ 所得金額

㋰ 雑所得

㋱ 所得金額

㋲ 雑所得

㋳ 所得金額

㋴ 雑所得

㋵ 所得金額

㋶ 雑所得

㋷ 所得金額

㋸ 雑所得

㋹ 所得金額

㋺ 雑所得

㋻ 所得金額

㋼ 雑所得

㋽ 所得金額

㋾ 雑所得

㋿ 所得金額

㌱ 雑所得

㌲ 所得金額

㌳ 雑所得

㌴ 所得金額

㌵ 雑所得

㌶ 所得金額

㌷ 雑所得

㌸ 所得金額

㌹ 雑所得

㌺ 所得金額

㌻ 雑所得

㌼ 所得金額

㌽ 雑所得

㌾ 所得金額

㌿ 雑所得

㍀ 所得金額

㍁ 雑所得

㍂ 所得金額

㍃ 雑所得

㍄ 所得金額

㍅ 雑所得

㍆ 所得金額

㍇ 雑所得

㍈ 所得金額

㍉ 雑所得

㍊ 所得金額

㍋ 雑所得

㍌ 所得金額

㍍ 雑所得

㍎ 所得金額

㍏ 雑所得

㍐ 所得金額

㍑ 雑所得

㍒ 所得金額

㍓ 雑所得

㍔ 所得金額

㍕ 雑所得

㍖ 所得金額

㍗ 雑所得

㍘ 所得金額

㍙ 雑所得

㍚ 所得金額

㍛ 雑所得

㍜ 所得金額

㍝ 雑所得

㍞ 所得金額

㍟ 雑所得

㍠ 所得金額

㍡ 雑所得

㍢ 所得金額

㍣ 雑所得

㍤ 所得金額

㍥ 雑所得

㍦ 所得金額

㍧ 雑所得

㍨ 所得金額

㍩ 雑所得

㍪ 所得金額

㍫ 雑所得

㍬ 所得金額

㍭ 雑所得

㍮ 所得金額

㍯ 雑所得

㍰ 所得金額

㍱ 雑所得

㍲ 所得金額

㍳ 雑所得

㍵ 所得金額

㍶ 雑所得

㍷ 所得金額

㍸ 雑所得

㍹ 所得金額

㍺ 雑所得

㍻ 所得金額

㍼ 雑所得

㍽ 所得金額

㍿ 雑所得

㏀ 所得金額

㏁ 雑所得

㏂ 所得金額

㏃ 雑所得

㏄ 所得金額

㏅ 雑所得

㏆ 所得金額

㏇ 雑所得

㏈ 所得金額

㏉ 雑所得

㏊ 所得金額

㏋ 雑所得

㏌ 所得金額

㏍ 雑所得

㏎ 所得金額

㏏ 雑所得

㏐ 所得金額

㏑ 雑所得

㏒ 所得金額

㏓ 雑所得

㏔ 所得金額

㏕ 雑所得

㏖ 所得金額

㏗ 雑所得

㏘ 所得金額

㏙ 雑所得

㏚ 所得金額

㏛ 雑所得

㏜ 所得金額

㏝ 雑所得

㏞ 所得金額

㏟ 雑所得</

●所得金額調整控除

- (1) 給与等の収入金額が850万円を超え、アからウのいずれかに該当する場合には、次の算式に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます
(給与等の収入金額(上限1,000万円)－850万円)×10％
(ア) 本人が特別障害者
(イ) 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
(ウ) 23歳未満の扶養親族を有する
- (2) 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、次の算式に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます
給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円)－10万円
- ※ (1)と(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に(2)の金額を控除します

●生命保険料控除【控除の計算】

生命保険料控除額 … 一般分(A)、介護医療分(B)、個人年金分(C)の各保険料の計を下の表に当てはめて計算した金額の合計額		
旧 契 約	A・Cそれぞれの合計金額(円)	控除額(円)
	～ 15,000	支払った保険料の全額
	15,001 ～ 40,000	(A又はC)×0.5+7,500
	40,001 ～ 70,000	(A又はC)×0.25+17,500
	70,001 ～	35,000
(※控除限度額:Aの控除額+Cの控除額＝70,000円)		
新 契 約	A～Cそれぞれの合計金額(円)	控除額(円)
	～ 12,000	支払った保険料の全額
	12,001 ～ 32,000	(A、B又はC)×0.5+6,000
	32,001 ～ 56,000	(A、B又はC)×0.25+14,000
	56,001 ～	28,000
(※控除限度額:Aの控除額+Bの控除額+Cの控除額＝70,000円)		
新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合の適用限度額は、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除について、それぞれ28,000円が上限		

●地震保険料控除【控除の計算】

地震保険料控除額 … 地震分、旧長期損害保険分の各種保険料の計を下の表に当てはめて計算した金額の合計額					
	支払金額	控除額		支払金額	控除額
地 震 保 険 料	～50,000円	支払金額の1/2	旧長期 損 害 保 険 料	～5,000円	支払った保険料の全額
	50,001円～	25,000円		5,001円～ 15,000円	支払金額の1/2+2,500円
				15,001円～	10,000円
地震保険料、旧長期損害保険料の両方の控除額がある場合は、25,000円が上限					

●配当控除【税額控除の計算】

種 類		課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
				市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等				1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資 信託等	外貨建等証券投資信託以外			0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託			0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

●寄附金税額控除【税額控除の計算】

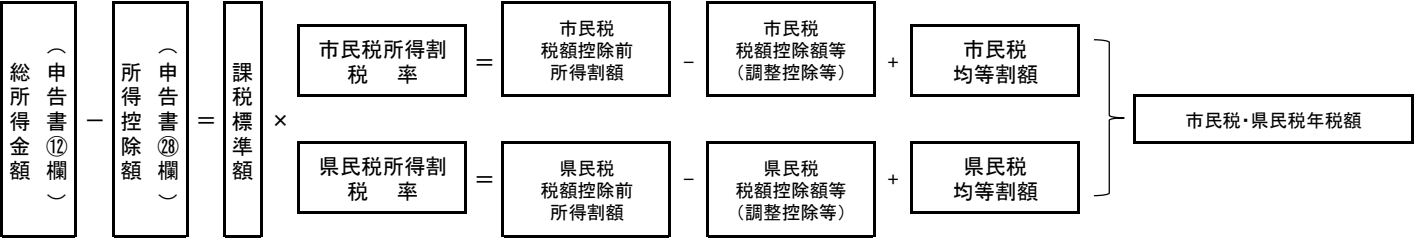
前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額(総所得金額等の合計額の30%が上限) 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金 3 所得税法等に規定される寄付金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの	課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額		割合
	0 円 ～ 1,950,000 円		84.895%
	1,950,001 円 ～ 3,300,000 円		79.79%
	3,300,001 円 ～ 6,950,000 円		69.58%
	6,950,001 円 ～ 9,000,000 円		66.517%
	9,000,001 円 ～ 18,000,000 円		56.307%
	18,000,001 円 ～ 40,000,000 円		49.16%
	40,000,001 円 ～		44.055%
	0円未満(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有しない場合)		90%
	0円未満(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)		地方税法に定める割合

●調整控除【税額控除の計算】

合計課税所得金額	控除される金額	
200万円以下の金額	①個人住民税と所得税の人的控除の差の合計額 ②個人住民税の合計課税所得金額	①と②のいずれか小さい額の5%
200万円を超える金額	①個人住民税と所得税の人的控除の差の合計額 ②個人住民税の合計所得金額から200万円を控除した金額	①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%

※合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者には適用なし
※5%の内訳は、市民税3%、県民税2%

●市民税・県民税の計算方法



●均等割及び総合課税に係る所得割の税率

区 分	市民税	県民税
均等割	3, 000円	2, 000円
所得割	6%	4%

- ※ 県民税均等割額は、「清流の国ぎふ森林・環境税」1,000円を含んでいます
※ 譲渡(分離)所得分の税率等については、税務課へお問い合わせください
※ 令和6年度より国税である森林環境税が、住民税均等割と併せて1,000円賦課徴収されています

●市民税・県民税の均等割、所得割の非課税基準額

市民税・県民税は、均等割・所得割それぞれに非課税限度額が設けられています
均等割は前年の合計所得金額、所得割は前年の総所得金額等が限度額以下であればそれぞれ非課税となります

	同一生計配偶者及び扶養親族がいない場合	同一生計配偶者又は扶養親族がいる場合
均等割の非課税限度額(所得)	38万円	28万円×(扶養人数+1)+10万円+16, 8万円
所得割の非課税限度額(所得)	45万円	35万円×(扶養人数+1)+10万円+32万円

また、障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、合計所得金額が135万円以下の人は、市民税・県民税が非課税となります
※未成年者は令和5年度課税から賦課期日現在で18歳未満の人となります